

平成 30 年10月吉日

登録グラウト基幹技能者の皆様へ

一般社団法人 日本グラウト協会
会 長 中 森 保

新修了証の交付に必要な写真提供のお願いについて

平素は、協会事業に格別のご支援ご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

本年3月の国土交通省通達により、登録グラウト基幹技能者は、平成30年4月1日から「建設業法の主任技術者要件を満たす者」と認定され、講習修了証に明記することになりました。

これを受けて当協会では、理事会で決議し、登録グラウト基幹技能者のPRと活用促進を図るため、主任技術者要件を満たす者である旨を明記した新修了証を有資格者全員に作成し交付することになりました。ただし、平成 30 年度の更新講習と認定講習の修了者は写真提供が不要です。

つきましては、当協会が新修了証を作成し交付するため、登録グラウト基幹技能者の皆様の最新の写真を提供いただきますよう、現在所属会社にお手配方をお願いしております。

なお、写真の提供につきましては、**下記の留意事項をご参照のうえ、本年10月30日まで**当協会あてご提出いただきますようお願いしております。

新修了証の交付は、写真を提供いただいた順に順次送付いたします。

記

1. 写真を提供いただく対象者

所属会社別の「登録グラウト基幹技能者講習 新修了証発行用 写真提出書」(写真に記載されている方です。

2. 写真についての留意事項

- ・6 か月以内に撮影されたもの(現在の修了証と同じものは不可)
- ・縦 3cm、横 2.4cm 枠でふちなしのカラー写真(モノクロ写真は不可)
- ・本人のみが正面、片口まで写っているもの(サングラスは不可)
- ・無帽、無背景であること
- ・パソコンプリンターで印字する場合、画像データ、プリンターともに高画質のものを用い、写真専用印画紙に印字(コピー用紙印字は不可)

3. 写真の貼付と送付方法

本人の最新の写真を1の提出書に貼付し、当協会までお送りください。

写真はスキャナーにて再読み込みいたしますので提出書は折らずに角2封筒に入れ、配達記録の残る方法(簡易書留等)でお送りください。

4. 所属会社を退職・転職されたで変更届を提出されていない方

修了者が退職・転職の変更届を協会に提出しておられない場合は、当協会までご連絡下さい。

【送付先】

〒112-0004 東京都文京区後楽1丁目1-2 春日ビル 9階
一般社団法人 日本グラウト協会 「登録グラウト基幹技能者」係
電話:03-3816-2681